

令和 7 年度東京都多重債務問題対策協議会

貸金業部会

議事録

令和 7 年 5 月 2 0 日（火）

新宿 N S ビル 3 階 3 - I 会議室

午後 2 時 2 8 分開会

○沼賀統括課長代理 では、皆様おそろいになりましたので、ただいまから令和 7 年度「東京都多重債務問題対策協議会貸金業部会」を開催いたします。

私は、当部会の事務局及び本日の司会進行を担当します、産業労働局金融部貸金業対策課統括課長代理の沼賀でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、お忙しい中、また、お暑い中、皆様には御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、開会に当たり、部会長から一言御挨拶を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○原部会長 貸金業部会部会長を務めます、産業労働局金融部長の原と申します。

会議の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

着座にて失礼いたします。

本日お集まりいただいた委員の皆様におかれましては、日頃より都の貸金業対策、ヤミ金融被害防止対策、多重債務問題の解決・防止に向けた取組に御協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

ヤミ金融をはじめとした苦情・相談件数につきましては、減少傾向が続いておりましたが、令和 5 年度、令和 6 年度は 7 0 0 件以上となり、いまだに多くの相談が貸金業対策課に寄せられております。

こうした状況の中、皆様をはじめ、関係機関とも連携し、ヤミ金融被害防止のための啓発宣伝事業に取り組んでいくこととしております。

そのため、これまでも本部会におきまして、年 2 回のヤミ金融被害防止合同キャンペーンの実施や、関係機関・団体との情報交換等を通じて、効果的な普及啓発活動に努めてまいりました。

後ほど詳細の御説明を申し上げますが、今年度も「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」を実施いたします。

また、本部会の委員でもあります日本貸金業協会様と連携し、金融トラブルの被害に遭いやすい大学生や専門学校生、高校生などの若年者や、高齢者を対象に、被害防止のための出前講座を引き続き開催いたします。

さらに、貸金業者の資質向上に向けた取組として、登録更新時に講習会を実施し、貸金

業者の業務の適正化を図ってまいります。

一方で、悪質な業者に対しましては、引き続き法令に基づく厳格な指導監督、さらには行政処分を実施してまいります。

今後とも、関係機関の皆様との連携を密にして、取組の充実を図ってまいりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

本日は限られた時間ですが、活発な意見交換につき、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○沼賀統括課長代理　ありがとうございました。

次に、委員の皆様から所属とお役職、お名前の御紹介をいただきたいと思います。

では、岩崎委員から座席順に反時計回りでお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○岩崎委員　東京財務事務所理財第4課長をしております、岩崎と申します。

よろしくお願いいたします。

○中村委員　川の手市民の会の中村と申します。

よろしくお願いいたします。

○米澤委員　日本クレジットカウンセリング協会の米澤です。

よろしくお願いいたします。

○菅原委員　日本貸金業協会相談・紛争解決センターの菅原と申します。

よろしくお願いいたします。

○長尾代理委員　警視庁暴力団対策課の長尾と申します。

本日は、委員の山口が所用につき、欠席させていただいておりますので、代理で私が出席させていただいております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○臼杵委員　警視庁生活安全部金融犯罪対策室長の臼杵と申します。

よろしくお願いいたします。

○中尾委員　生活文化局消費生活部特別機動調査担当課長の中尾と申します。

よろしくお願いいたします。

○平代理委員　福祉局地域福祉課長代理の平でございます。

よろしくお願いいたします。

○熊谷オブザーバー　貸金業対策課特別検査担当課長の熊谷と申します。

警視庁からの派遣者となります。

よろしくお願いいたします。

○野呂委員 最後に、貸金業対策課長の野呂と申します。

よろしくお願いいたします。

○沼賀統括課長代理 どうもありがとうございました。

では、議事に入ります前に、お手元の資料について確認させていただきます。

今回から、ようやくペーパーレスでさせていただきますので、お手元にごございますタブレット端末を御覧いただければと思います。

フォルダ内を御確認いただけますでしょうか。

上から順番に、貸金業部会の次第は「01」と振ってございます。

02、出席者名簿。

03、座席表。

さらに、04から資料1、東京都の貸金業対策の状況について。

資料2、令和7年度の啓発宣伝事業について。

資料3、令和7年度上期「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」について。

同じく、令和7年度下期のキャンペーンについて。

続きまして、08の資料5が、日本クレジットカウンセリング協会様からの御説明資料。

09、資料6といたしまして、日本貸金業協会様の説明資料。

10、資料7としまして、東京財務事務所様からの説明資料となっております。

資料は7種類となりますが、皆様、おそろいでしょうか。

大丈夫ですか。

では、お手元の次第に従いまして、議事を進めてまいります。

議事（1）「啓発宣伝事業について」野呂委員から説明をお願いします。

野呂課長、お願いします。

○野呂委員 それでは、順に説明させていただきます。

資料1「東京都の貸金業対策の状況について」ですが、1に「東京都知事登録業者数の推移」を記載しております。

新規または未更新による事業者の入れ替わりが例年1割程度発生しておりますが、総数としては、近年、約550者で推移しております。

国内全体の約3分の1が、東京都にのみ営業所を設置していることから、都知事登録事

業者となっております。

2に「行政処分件数の推移」を記載しております。

東京都では、昨年度、業務停止処分を2件、業務改善命令を1件発出いたしました。

業務停止処分については、事業者証明書の形態等の義務違反と不祥事事件の届出義務違反について処分を実施しております。

3に、当課に寄せられた苦情・相談の状況を記載しております。

苦情・相談の内容は個別様々ではありますが、実際には、貸金業登録がない事業者名について、登録の有無を確認する問合せが全体の約1割強と比較的多くなっております。

続きまして、東京都の今年度の啓発宣伝事業案につきまして、資料2から資料4により、一括で説明させていただきます。

まず、資料2を御覧いただけますでしょうか。

資料2の「1 啓発キャンペーンの実施（予定）」ですが、6月と11月に埼玉、千葉、神奈川県と合同で一都三県の連携によるヤミ金融被害防止合同キャンペーンを実施いたします。

具体的内容を資料3と資料4に記載しております。

それぞれ御覧いただければと思いますが、まず、6月と11月に、ポスターや街中でのビジョン、インターネット広告、各機関様のホームページにおきまして、動画などを活用した啓発を行ってまいりたいと考えております。

本日御出席の団体様にも既に御協力のお願いをさせていただいておりますが、どうぞよろしく願いいたします。

また、資料4の2の（2）に、下期として、11月に実施するイベントについて記載しております。

昨年度と同様、11月8日、9日の週末2日間に、国営昭和記念公園で開催予定の「たちかわ楽市2025」において、各種無料相談コーナーや金融トラブル被害防止セミナーの実施、キャンペーングッズ等の配布を計画しております。

こちらにつきましても、関係機関様に御協力をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

資料2に戻らせていただきます。

資料2の上のほうですが、11月を「ヤミ金融被害防止強化月間」と位置づけまして、一都三県での取組に加え、東京都単体でも、昨年度と同様に「新橋古本市」への出展を予

定しております。

また、台東区等、各地で開催されるイベントにも協力していく予定であります。

こうした複合的な取組を通じまして、広く啓発活動を実施してまいります。

また、2に出前講座について記載しております。

日本貸金業協会様に御協力いただきまして、出前講座を実施する予定です。

昨年度は、20団体2,819名を対象に講座を実施いたしましたが、今年度もそれを上回る規模で実施したいと考えております。

雑駁ではありますが、説明は以上となります。

○沼賀統括課長代理 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

大丈夫でしょうか。

では、ございませんようですので、令和7年度の啓発宣伝事業につきましては、ただいまの案のとおり、展開させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、議事(2)「各団体からの報告について」になります。

それでは、初めに、資料5により、米澤委員、お願いいたします。

○米澤委員 資料5でございます。

私どもの協会は、多重債務にお困りの方から相談を受け、家計管理を指導するなどして具体的な返済計画をつくり、それを債権者側に示して交渉し、和解契約を取りまとめ、返済をさらにフォローアップすることに取り組んでいます。

多重債務の動向を私どもが把握する一つの目安となるのが、電話相談の件数です。

この資料の「①電話相談」は、前年同月と比べて増えているところを青く塗ってあります。

一見してお分かりいただけるように、令和6年度、令和5年度は、ほとんどの月において前年を上回っています。

年度別で見ますと、コロナ前は大体5,000件ぐらいで推移しておりました。コロナで件数は落ちたのですが、最近はコロナ前に復帰しつつある傾向が見てとめます。

したがって、今は要注意といった状況が続いています。

同じようなことを示しているのが、2ページの④です。

これは最高裁判所の統計で、「自然人の自己破産」もずっと伸びています。

年間ベースで大体600件ぐらい増えていまして、こちらはコロナの前の水準を超えて

もう一つ御覧いただきたいのが、⑥の無担保無保証の債務が3件以上の方の数字です。これも前年同月より増えている月が続いています。

最後に、私どもへの相談の端緒をお聞きしましたら、平成の終わりに令和の初めぐら
いにかけては「インターネット」が多かったのですが、だんだんと「行政等の相談窓口」
これは主に各自治体に置かれております消費生活センターなどからの御紹介が多くなっ
ています。

私からは以上です。

ただいまの米澤委員の御報告につきまして、御質問、御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。

では、次に、資料6により、菅原委員、お願いいたします。

まず「資金需要者等からの相談・苦情・紛争等について」です。1ページをご覧ください。当協会で受けた相談・苦情・紛争の昨年度の数字です。

多重債務関連の相談は「貸付自粛」の制度に関する相談が4,994件で、前年度と比べて648件増加しています。

先ほどクレジットカウンセリング協会さんからもありましたが、当協会に寄せられる相談・苦情・紛争の件数も増えております。コロナで一度減りましたが、コロナ前の状況に近づいている状況です。

コロナ禍から、貸金市場が回復傾向にあり、貸金業者の貸付件数も増加しているところから、これに比例して相談・苦情件数も増えているのではないかと見ております。

2 ページ「若年者・若年層に関する相談」です。

昨年度、24 歳以下の若年者・若年層に関する相談は 726 件で、前年度と比べて 60 件ほど増加しています。

中身を見てみますと、従来もそうなのですが、本人のことを心配した親御さんとか家族・親族の方からの相談が非常に多くなっておりまして、右の円グラフを見ていただくと、7 割強が家族からの相談です。

一方で、成年年齢引下げに伴い、当協会で「若年者金融トラブルホットライン」という専用の電話を開設しましたが、若年者本人からの相談につきましては、記載の通り数としてはそれほど多くありません。

3 ページです。

「金融トラブル相談」ですが、金融トラブルに関する相談は 678 件で、前年度と比べて 336 件増えており、ほぼ倍増となります。

副業や投資などによって簡単にもうけられるということで、だまされ、消費者金融複数社より借入れをさせられるような消費者被害が引き続き増加しております。

相談者には適切な情報提供及び助言を行うとともに、出前講座や SNS を活用した啓発動画の配信等によって、金融トラブル防止に関する注意喚起も実施しております。

また、当協会の協会員各社のホームページでも注意喚起などを行うとともに、大手 4 社中心に小委員会を立ち上げまして、同一日、同じ日に複数の借入れによる総量規制超過の防止策等の検討も始めております。

4 ページです。

「貸付自粛制度」です。当協会で貸付自粛を受理した件数、これは登録と撤回ですが、6,937 件で、これも前年と比べて 1,980 件増加しております。

一番多いのは、目的としてはギャンブルになりますが、ギャンブルにつきましては、SNS を活用しての注意喚起動画の配信や、公営ギャンブルの関連団体、依存症専門病院のほか依存症学会などにも継続した周知活動等も行っておりますので、そういったことを要因としてこの件数が増えているのではないかと考えております。

5 ページは「生活再建支援カウンセリング」についてです。多重債務は法的な整理等で解決はしますが、根本的な原因等につきましては、しっかりお話を伺い、一緒に解決に向

けて考えていくカウンセリングを行っております。

「生活再建支援カウンセリング」の件数は、新規相談者、継続相談者、合わせて88人に対して370回実施しました。

件数的には微減ではありますが、全国の支部においてもカウンセリングを行えるように、人材育成にも力を入れて、カウンセリングを推進しております。

6ページは「他機関との連携」です。記載のとおり、行政、消費生活センターなどに出前講座や意見交換を通じまして連携を図っています。

写真の一番右側は、初の試みで競馬場にギャンブル依存の啓発動画を流していただきました。これを見て相談に訪れる方も出てきております。

続きまして「金融経済教育・啓発活動及び金融リテラシー向上コンソーシアム活動状況」について、8ページをご覧ください。

以前から作成・配布しています「金融トラブル防止のためのQ&A BOOK 22の疑問」ですが、これを改訂しまして、11月に27万部発行しました。3月末までに25万5000部を無料で配布しております。

さらに、東京都と協働で高校・大学などへの出前講座を実施しています。

また、SNSを活用し、年間を通じてT i k T o kやY o u T u b eで注意喚起動画を配信しており、特に8月以降は、先ほどお話ししました副業詐欺の注意喚起を強化いたしました。

9ページです。

これも東京都と協働で、中央大学の有賀研究室の監修の下に、世代別の詐欺対策動画を作成しました。これは「タスク詐欺」や「SNS型ロマンス詐欺」「サポート詐欺」などに注意しましょうという内容で、専用のホームページで公開しております。

また、神奈川県警からの協力要請があり、ヤミ金融に関する注意喚起動画を制作して、SNSの広告で配信もしております。

さらに、これは先ほども申し上げましたが、競馬場、船橋競馬のデジタルサイネージでの注意喚起動画の放映にも取り組んだということでございます。

10ページをご覧ください。先ほど説明しましたとおり、近年、増加している遠隔操作アプリを悪用した副業などの勧誘による金融トラブルの注意喚起を継続して行っていますが、いまだに被害が減少する兆しが見えていません。このような状況を踏まえまして、多くの資金需要者が生活環境の変化を迎える時期に、既存の注意喚起動画をより注意を引く

映像に再編集しまして、6つの媒体を用いて集中的な注意喚起キャンペーンを展開しました。

11ページです。「金融リテラシー向上コンソーシアム」とは、金融知識の向上とトラブル防止を目的に、令和5年6月ですが、当協会と大手の貸金業者が共同で設立した団体です。

中心事業は、学校等に出向いてのセミナーで、昨年度は約1万人に実施しております。

また、J-FLECや警察とも連携しまして、特殊詐欺、闇バイトへの注意喚起なども行っています。

12ページです。

これは、大手貸金業者4社の副業詐欺、投資詐欺の相談の受付状況でございます。

副業詐欺に関する相談が大半となっております、引き続き注意喚起が必要な状況だと考えております。

最後は13ページですが「金融リテラシー向上コンソーシアム」では、金融犯罪防止の新たな取組としまして、昨年9月より、金融機関への疑わしい口座情報の提供を開始しております。

今年2月の時点で、提供情報による35件の口座が凍結されており、一定の効果は出ていると考えています。

今後は、協力銀行の拡大や、被害者救済法の対応、口座情報の収集強化といったものにも取り組んでゆく考えです。

貸金業協会からの御説明は以上になります。

○沼賀統括課長代理 どうもありがとうございました。

ただいま菅原委員から御報告がありましたが、御質問、御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。

○野呂委員 東京都の野呂です。

御説明ありがとうございます。

せっかくですので、お聞きしたいのですが、御説明の中にあった、貸金業者に同時に申し込むと、総量規制、年収の3分の1の枠を超えて借り入れてしまうという話が、今日は貸金業部会なのですが、ほかにも部会がありまして、そちらの担当との意見交換の中で同じような話が出てきたのです。

具体的な取組として、この場で、こういう話合いが進んでいるとか、何か御披露いただ

けるものがあれば、教えていただけますでしょう。

○菅原委員 今、当協会で借り回りの対策の小委員会をつくりまして、大手業者に信用情報センターも加えて、対策について話し合いを始めているところです。

現状は具体的な方策が出ているわけではないのですが、課題と認識して、話し合いを進めているところでございます。

○野呂委員 ありがとうございます。

○沼賀統括課長代理 ほかにございませんか。

大丈夫ですか。

最後に、資料7により、岩崎委員、御説明をお願いいたします。

○岩崎委員 それでは、東京財務事務所より御説明させていただきたいと思います。

資料7なのですが、右上に「一部非公開」となっておりますが、3ページ目に多重債務の関係の資料がございますが、これのみ非公開とさせていただいております。

それでは、ページをおめくりいただきまして、1ページを御覧いただければと思います。

「貸金業者の登録業者数の推移」でございますが、左上の一番上が、平成16年3月末からとなっております。

財務局登録業者数で839者ということでございますが、その前の平成14年までは、1,000者を超える業者数があったのですが、法令改正等の影響から、業者数としては激減し平成27年3月末には300者を割り込んで、それ以降は、足元はほぼ微減という形で推移しております。

ここ数年、関東財務局の新規登録の貸金業者数は、新規登録はございませんで、新規は、ほとんど東京都さんからの登録換えということになっております。

一方、逆に東京都さんに登録換えをする会社、もしくは廃業する会社が足元で増えておりますので、全体としては微減の傾向になっているという状況でございます。

ページをおめくりいただきまして、2ページ目。

こちらは「2024事務年度 金融行政方針」ということで、毎年、金融庁で8月ぐらいですが、今年一年、金融行政としてどういうことをやっていくかということを公表しております。

その中に「金融犯罪への対応」が入っておりますので、御紹介させていただきたいと思います。

冒頭はフィッシングとか特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺といったものの対策に

ついて記載されておりますが、ヤミ金の話でいうと、一番下から2行目です。

「くわえて」以下ですが「SNS等を利用した個人間融資などのヤミ金融の手口に対しては、注意喚起を強化するとともに、捜査当局との連携により厳正に対処する」ということが方針として掲げられております。

そこで、最後の4ページ目にチラシの資料を入れさせていただいているのですが、関東財務局のほうで様々な注意喚起の動画を作成しております。

このチラシは、暗号資産とか特殊詐欺、副業詐欺といったものの紹介のチラシなのですが、それ以外にも、ヤミ金とか個人間融資といったものの注意喚起の動画を作成して、関東財務局のYouTubeチャンネルで御紹介しております。

中段より下側に、YouTubeチャンネルのQRコードが載っておりますので、そこからアクセスできると思います。後ほど一度御覧いただければ幸いです。

また、2ページに戻りまして「捜査当局との連携により」というところでお話しさせていただきますと、関東財務局はさいたま市に本局があるのですが、毎年、警察当局の方々と「生活経済事犯に係る情報連絡会」を開催しておりまして、様々な最近の詐欺被害の手口とか動向といったものの情報交換、情報連携をさせていただいております。

ページをおめくりいただきまして、3ページ目です。

「多重債務相談受付状況(令和6年度)」の資料になりますが、こちらを御覧いただくと、まず、グラフが3つございますが、真ん中のグラフは、多重債務相談件数の新規の件数になります。令和4年度、令和5年度、令和6年度とございますが、令和6年度は、昨年度より2割ほど増加しております。

特に発達障害の方とか精神疾患、要は、御自分で家計管理がなかなか難しいとされる方からの御相談とか、ギャンブル依存症といった方々の相談が増えているところですが、特に20代、30代といった若い方からの御相談がかなり多い割合を占めているところがございます。

それと、中段の2ポツですが「借入手段が気になる多重債務相談」ということで、うちで受け付けた多重債務相談の具体例というところで御紹介させていただきたいと思いますが、2つ目の●で「金融業者からの借入れ困難で、先払いギフト券買い取り業者を10社以上利用」という事例がございます。

この方は、多重債務に至るきっかけとしては、ギャンブル依存症ということなのですが、

その後、いわゆる先払いギフト券の買取り業者を複数利用して、結局、債務が膨らんで、どうにもならなくなってしまったということで、御相談のお電話をいただいているという方でございます。

この先払いギフト券買取り業者は、金融庁のホームページ等でも、ヤミ金の疑いがあるので、注意してくださいということで、注意喚起をさせていただいておりますが、足元ではこういったヤミ金まがいの業者が絡む多重債務相談も増えているというような状況が増えているところでございます。

東京財務事務所からの説明は以上になります。

○沼賀統括課長代理 ありがとうございます。

ただいま岩崎委員から御報告がありました件につきまして、御質問、御意見等がございましたら、御発言をお願いします。

いかがでしょうか。

ございませんか。大丈夫ですか。

では、次第の各団体からの説明につきましては以上でございますが、このほかに各団体等で相談の状況とか、ヤミ金融の対策などの取組につきまして、御報告、御意見等がございましたら、お願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。何かございますでしょうか。

大丈夫ですか。

特にございませんでしたら、本日予定しておりました議事は以上となります。

会議終了に当たりまして、部会長より御挨拶申し上げます。

○原部会長 本日は、委員の皆様におかれましては、お時間をいただき、誠にありがとうございました。

各委員の皆さんからの御報告により、貸金業をめぐる直近の状況につきまして、情報の共有が図れたことと考えております。

皆様から頂戴した御意見と併せて、部会の今後の活動に生かしていきたいと思っております。

また、今後、6月と11月に実施いたします啓発宣伝事業につきましても、引き続き皆様の御協力をお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございます。

○沼賀統括課長代理 部会長、ありがとうございました。

最後に、事務局からのお知らせでございます。

貸金業部会につきましては、年度内にあと1回、年明け1月または2月に相談部会との合同開催を予定してございます。

日程等につきましては、また改めて皆様方に連絡申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これにて令和7年度の「多重債務問題対策協議会貸金業部会」を閉会とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

午後3時06分閉会